

平成19年11月16日

文部科学大臣 殿

外国人の子供に対する教育の充実に関する要望書

東京都教育委員会教育長	中 村 正 彦
埼玉県教育委員会教育長	島 村 和 男
千葉県教育委員会教育長	佐 藤 健太郎
神奈川県教育委員会教育長	引 地 孝 一

近年、外国人登録者数は年々増加しており、平成18年末においては208万4,919人であり、前年より約3.6パーセント増加するとともに、この10年間では約1.5倍に増加している。

また、平成18年にはフィリピン共和国、平成19年にはインドネシア共和国との間で経済連携協定(EPA)が締結され、両国からの介護福祉士や看護師の受入れが促進されるなど、今後、外国人労働者の流入が予想される。

一方、平成18年度の文部科学省の調査によると、公立学校における日本語指導が必要な外国人児童・生徒数は、2万2,413人で、前年度より約8.3パーセント増加しており、公立学校に在籍している外国人児童・生徒数(70,936人で対前年度約1.6パーセント増加)や外国人登録者数よりも高い伸び率を示している。

さらに、公立学校における日本語指導が必要な外国人児童・生徒の母語数は63言語で、前年度より9言語増加しており、母語の多様化が進むとともに、在籍人数別学校数においては「1人」在籍校が全体の47.3パーセントを占めている一方で、前年度より「30人以上」の在籍校数が8校(10.4パーセント)増加し、また、在籍人数別市町村数においては「5人未満」の市町村が全体の54.5パーセントを占めている一方で、「30人以上」の市町村数が全体の18.4パーセントを占めるなど、在籍人数の分散と集中の二極化の状況が続いている。

このような状況から、今後、外国人労働者の増加とともに、その定住化が進み、それに伴い、外国人の子供の増加が予想されるため、公立学校における外国人児童・生徒への日本語指導の必要性が高まるとともに、外国人の子供に対する教育に関して様々な課題が発生することが想定される。

外国人には子供の就学義務は課されていないが、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約においては、希望する外国人の就学を認め、公立学校に受け入れることを義務付けており、国・都道府県・市区町村がそれぞれ役割を果たし、日本における外国人の子供に対する教育を保障していく必要がある。

については、国においても外国人の子供に対する教育の充実を図るよう、以下の内容について強く要望する。

1 入国前における就学機会の周知

在外公館における査証発給時や入国管理局における入国審査時において、外国人に対して日本の教育制度等について周知を図るよう関係省庁に働きかけること。

(理由)

文部科学省の「外国人の子どもの不就学実態調査」によると、義務教育の就学年齢にある外国人登録者のうち、不就学者が全体の1.1パーセントを占めており、今後、外国人の子供の増加に伴い、不就学の外国人の子供が増加することが懸念される。

そのため、市区町村における外国人登録の際だけではなく、あらゆる機会を通じて、外国人に対して日本における就学機会について周知する必要がある。

2 日本語指導等特別な配慮を要する児童・生徒に対応した教員配置の拡充

外国人児童生徒・帰国児童生徒の日本語指導等に対応した教員定数の特例加算について、必要な財源を確保するとともに、教員の配置数の増加や算定基準を学校単位から市区町村単位に改めるなど制度の弾力化を図ること。

(理由)

現在実施している外国人児童生徒・帰国児童生徒の日本語指導等に対応した教員定数の特例加算については、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の増加に対応することができるよう必要な財源を確保する必要がある。

また、公立学校における日本語指導が必要な外国人児童・生徒の在籍人数の分散と集中の二極化に対応して、日本語指導が必要な外国人児童・生徒が多数を占める学級においても、在籍人数が1人の学校においても、外国人の児童・生徒に対して適切な指導を行うことができるよう体制を充実させる必要がある。

3 教員以外の人材の活用への支援

平成20年度文部科学省概算要求において示している「専門家」による学校支援体制の整備等により、公立学校において日本語指導が必要な外国人児童・生徒を指導するに当たって教員以外の外部人材を活用することができるよう支援すること。

(理由)

公立学校における日本語指導が必要な外国人児童・生徒の母語の多様化への対応については、教員による指導とともに、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の母語や母国の文化等について理解のある外部の人材を活用することが効果的である。

4 教員の日本語指導や多文化共生の理解の充実

大学の教員養成課程や教員の免許更新講習において、外国人児童・生徒に対する日本語指導や多文化共生の理解に関する内容を盛り込むよう検討すること。

(理由)

すべての公立学校において日本語指導が必要な外国人児童・生徒への指導が適切に行うことができるよう、あらゆる教員が日本語の指導力を向上させ、多文化共生の理解を深めることが必要である。

5 在留管理制度の見直し

学校教育をはじめとして外国人に対して様々な行政サービスを提供する市区町村において居住地等の外国人の実態が把握することができる制度を構築するよう関係省庁に働きかけること。

(理由)

文部科学省の「外国人の子どもの不就学実態調査」によると、義務教育の就学年齢にある外国人登録者のうち、転居・出国等の事情により連絡が取れなかった者が全体の17.5パーセントを占めており、現行の外国人登録では居住地等の外国人の実態を把握することができないことが明らかになっているが、市区町村において外国人の子供が不就学となることを防止するためには、外国人の子供の実態把握が不可欠である。